

令和6年度栃木県地域職業訓練実施計画

令和6年2月28日

栃木労働局

栃木県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、栃木県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部（以下、「支援機構」という。）等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

栃木県内における雇用失業情勢は、足下の令和5年12月有効求人倍率（季節調整値）が1.10倍となり、前月より0.02ポイント下回るなど、持ち直しの動きに足踏みがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。また、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足しているといった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

また、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援するための託児サービス付き訓練、高齢者の継続雇用や職場復帰及び離職者の再就職が可能となるリカレント教育を拡充するなど、多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、地域の特性や人材育成ニーズを踏まえた職業能力開発の機会を確保・提供することが必要である。

(2) 令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で51,723人（前年同期比99.0%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者は令和5年11月末現在で24,527人（前年同期比98.7%）であった。

令和5年度の職業訓練の受講者数は以下のとおりである。

〈令和5年4月～12月〉

訓練コース・実施機関		受講者数	前年同期比	
離職者訓練	施設内訓練	支援機構	418名	19.4%
		栃木県	82名	36.7%
	委託訓練	栃木県	736名	▲20.1%

在職者訓練	支援機構	674 名	11.6%
	栃木県	503 名	▲5.8%
学卒者訓練	支援機構	405 名	107.7%
	栃木県	235 名	▲39.3%
求職者支援訓練	基礎コース	47 名	▲26.6%
	実践コース	529 名	47.8%

3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

・令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率は高いが、訓練コースへの応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 訓練コースへの応募倍率は高いが、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和4年度計画では認定コース数の40%程度としていたが、実績は12%であること
- ④ デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在が課題であること

・令和5年度ワーキンググループによる公的職業訓練効果の把握・検証結果から、

- ⑤ 訓練効果を上げるための改善すべき点が挙げられ、より効果的な訓練の実施のためこれらの課題を解消していくこと

といった課題がみられた。

・これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① について：

介護・医療・福祉分野について、応募が少なく中止するコースを減らすため、応募・受講しやすい募集日程や訓練日程を設定し、介護職等について未経験者の興味を喚起するような、効果的な周知広報を図り、受講勧奨を強化する。
- ② について：

求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるかの検討をした上実施するとともに、受講希望者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるように、訓練説明会や見学会に参加できる機会を設けるとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。
- ③ について：

基礎コースについては、社会人スキルと基礎的能力を習得する重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を策定する。
- ④ について：

職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、受講者のレベルごとの訓練コースの設定するほか、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ⑤ について：

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化し、訓練受講生の特性に合ったキャリアコンサルティングや、実践的な知識習得及び社会人基礎力を向上させるカリキュラム作成に取り組む。

4 計画期間中の公的職業訓練の実施方針及び対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 施設内訓練に係る実施分野と規模

民間教育訓練機関では実施困難であるものづくり分野について実施し、ものづくり分野の求人状況を踏まえ、企業が求める技能・技術を習得させるための訓練を実施する。

ア 栃木県は、離職者を対象に、製造業において求められる多能工を目指し選択制を導入したコースなど 7 科、125 名の定員で実施し、訓練受講者の就職率 80% 以上を目指す。

※以下（ ）内は前年度の計画数

実施施設	科数	定員	訓練コース
県北産業技術専門校	4 (4)	70 名 (115 名)	セレクトスキル科 マルチスキル科 電気設備科 おもてなし観光科
県南産業技術専門校	3 (5)	55 名 (105 名)	セレクトスキル科 電気設備科 溶接板金科
合 計	7 (9)	125 名 (220 名)	

イ 支援機構では、DX 等に対応した訓練科、子育て等を行っている方に向けたものづくり分野の短時間訓練科を積極的に実施し、訓練受講者の就職率 85% 以上を目指す。

実施施設	定員	訓練コース
ポリテクセンター栃木	548 名 (584 名)	CAD/CAM技術科 テクニカルオペレーション科 テクニカルオペレーション科 (日本版デュアルシステム) テクニカルメタルワーク科 電気設備技術科 組込みマイコン技術科 ビル管理技術科 住宅リフォーム技術科 住宅点検科 スマート生産サポート科 (日本版デュアルシステム)

② 委託訓練に係る実施分野と規模

地域の求人・求職ニーズに応じた、離職者の就職促進に資する訓練科目を設定する。

・栃木県は民間教育訓練機関等に委託する訓練を、栃木県全域で 93 コース 1,083 名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率 75% 以上を目指す。

【長期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護福祉士科	8 (13)	19名 (27名)
保育士科	9 (9)	19名 (27名)
栄養士科	2 (2)	10名 (13名)
情報処理科	5 (6)	11名 (12名)
パティシエ科	0 (2)	0名 (6名)
准看護師科	2 (0)	4名 (0名)
総計	26 (33)	63名 (85名)

【短期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護系分野	17 (16)	255名 (240名)
医療系分野	7 (6)	105名 (90名)
事務系分野	27 (27)	410名 (405名)
情報系分野	13 (16)	205名 (240名)
(うち、IT資格コース)	2 (2)	30名 (30名)
(うちWEBデザイン)	8 (-)	120名 (-名)
その他の分野	3 (1)	45名 (15名)
計	67 (66)	1,020名 (990名)

(うち、託児付き訓練 13 コース)

③ 職業訓練の内容等

- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を設定し、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を行う。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携し、就職を支援する。
- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期

- 間・時間に配慮した訓練コースや託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- 国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットの機能が果たせるよう訓練機会を提供する。

① 対象者数及び目標

- 認定訓練規模910名（987名）を上限とする。
- 目標については、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

コース		訓練認定規模	
基礎コース (25.0%)		230名 (247名)	
	(うち、地域ニーズ枠)	40名 (45名)	
実践コース (75.0%)		680名 (740名)	
	介護系	75名 (75名)	
	医療事務系	45名 (60名)	
	デジタル系		190名 (210名)
		(うち、IT分野)	50名 (60名)
		(うち、WEBデザイン)	140名 (150名)
	営業・販売・事務系	280名 (300名)	
	その他の分野	30名 (30名)	
地域ニーズ枠	60名 (65名)		

② 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項

- 訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の25%

ロ 実践コース 訓練認定規模の75%

※実践コースのうち、介護系、医療事務系及びデジタル系の重点3分野の割合は、介護系10%程度、医療事務系5%程度、デジタル系30%程度を下限の目安として設定する。

- 地域ニーズ枠については、各地域の状況や工夫に応じて独自の訓練分野を設定することとし、訓練実績のない地域を優先としたコースを基礎コース、実践コースそ

れぞれ1コース以上設定する。

- ・新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

- イ 基礎コース 30%

- ロ 実践コース 20%

- ・全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・育児中で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定（託児サービス付きコース等）にも努める。

(注1) 求職者支援訓練は、栃木県地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定する。(栃木県地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。) また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定する。

なお、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分について、第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

- ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 本計画において示した内容は、次に掲げる事項を除き、栃木県地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

- ロ 新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規枠とすることを可能とすること。また、申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応

する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるための真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

- ① 栃木県が実施する訓練においては、「技能向上コース」は、仕事に必要な専門知識の習得や技能向上、各種資格取得を目的とし、「管理監督者コース」は、管理職に必要とされる心構えや職務遂行能力向上を目的に実施する。

実施施設	技能向上コース	管理監督者コース
県央産業技術専門校	440名 (435名)	30名 (30名)
県北産業技術専門校	350名 (315名)	10名 (10名)
県南産業技術専門校	315名 (310名)	10名 (10名)
総計	1,105名 (1,060名)	50名 (50名)

- ② 支援機構が実施する訓練では、産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、事業主のニーズに基づき適切かつ効果的な職業訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	ポリテクセンター栃木	670名 (650名)
	関東職業能力開発大学校	1,010名 (1,010名)
総計		1,680名 (1,660名)

- ③ 生産性向上支援訓練については、ポリテクセンター栃木・関東職業能力開発大学校内に設置した「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見やノウハウを持つ民間教育訓練機関等に委託し、デジタル人材や生産性向上の企業や事業主団体の課題やニーズに合わせて訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
支援機構	生産性向上人材育成支援センター	870名 (820名)

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）

産業の基盤を支える人材を養成するために、企画力や創造力、問題解決能力の涵養を図るよう配慮するとともに、地域ニーズを取り入れた教科指導計画を策定し、産業構造の変化等に柔軟に対応できるような職業訓練を実施する。

- ① 栃木県は、県央産業技術専門校において、普通課程 2年制 7科 300名、1年制 1科 20名の訓練定員で実施する。

県央産業技術専門校	定員
機械技術科	60名 (60名)
制御システム科	40名 (40名)
自動車整備科	40名 (40名)
建築設備科	40名 (40名)

ITエンジニア科	40名(40名)
金属加工科	40名(40名)
電気工事科	20名(20名)
木造建築科	40名(40名)
合 計	320名(320名)

② 支援機構は、関東職業能力開発大学校において、専門課程 2年制4科 185名、応用課程 2年制4科 200名の訓練定員で実施する。

関東職業能力開発大学校		定員
専 門 課 程	生産技術科	50名(50名)
	電気エネルギー制御科	40名(40名)
	電子情報技術科	55名(60名)
	建築科	40名(40名)
応 用 課 程	生産機械システム技術科	50名(50名)
	生産電気システム技術科	40名(40名)
	生産電子情報システム技術科	60名(55名)
	建築施工システム技術科	50名(45名)
合 計		385名(380名)

(5) 公共職業訓練（障害者訓練）

障害者の職業的自立を支援し、能力の開発・発揮と社会参加の推進を図るため、社会福祉法人等の民間機関への委託により実施する。

- ・栃木県は、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を、栃木県全域で3コース43名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率55%以上を目指す。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	2ヶ月	25名(25名)
実践能力習得訓練コース	1～3ヶ月程度	13名(13名)
eラーニングコース	3ヶ月	5名(5名)
総 計		43名(43名)

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関の連携

栃木労働局、栃木県及び支援機構が公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期、地域等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保するとともに、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。

このため、令和6年度においても栃木県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進に資することとする。

(2) 公的職業訓練効果の把握・検証

栃木県地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練の受講者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施する。

(4) 地域におけるリスキリングの推進に関する事業

地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、①「経営者等の意識改革・理解促進」、②「リスキリングの推進サポート等」、③「従業員の理解促進・リスキリング支援等」の事業を、地方単独事業として実施する。

なお、令和6年度に実施予定の事業は以下のとおりである。事業の追加、変更等が生じた場合には、令和6年度に開催する栃木県地域職業能力開発促進協議会において報告を行うこととする。

(1) ZEH住宅セミナー事業

① 実施団体：栃木県

② 事業概要：ZEH住宅のビルダー登録を目指す地域工務店等に対して、専門家による講義やZEH住宅建築実績のある工務店等の事例発表等を実施することにより、グリーン分野の経営者等の意識改革・理解促進及び従業員（在職者）の理解促進・リスキリングを支援する。

事業費：1,400千円

実施主体：栃木県環境森林部気候変動対策課、林業木材産業課、県土整備部住宅課及び関係団体

対象者：地域工務店等

実施回数：セミナー3回（県北、県央、県南）

(2) 益子町次世代経営協議会（案）

① 実施団体：益子町

- ② 事業概要：町内事業者に対して、デジタル・トランスフォーメーション（DX）導入に関するセミナーや先進企業視察研修を実施することにより、デジタル分野の経営者等の意識改革・理解促進を支援する。

事業費：1,000千円

実施主体：益子町次世代経営協議会

対象者：町内事業者

実施回数：セミナー4回、先進企業視察研修1回